

四街道市手数料条例の一部を改正する条例

四街道市手数料条例（平成元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表その2の10及び15の項中

「

		<p>5 確認の申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条第5項に規定する基準（建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定するプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を要するものである場合の確認申請手数料の額は、表に定める額に、1棟につき、110,000円を加算した額とする。</p> <p>6 確認の申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条第5項に規定する基準（建築基準法第20条第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を要するものである場合の確認申請手数料の額は、表に定める額に、1棟につき、159,000円を加算した額とする。</p>
--	--	--

を

」

削り、同表その2の26の項中

「

		<p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</p>	<p>1戸につき</p> <p>同</p>	<p>47,000円</p> <p>109,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるとき</p>
--	--	--	-----------------------	---

		<p>(3) 共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が5戸 を超え10戸以下 のもの</p>	同	<p>は、これを 切り捨てた 額) 174,000円を 認定申請対 象住戸の数 で除して得 た額(その 額に100円 未満の端数 があるとき は、これを 切り捨てた 額)</p>	を
--	--	---	---	---	---

「

		<p>(1) 申請に係る住宅 について、住宅の 品質確保の促進等 に関する法律第6 条第1項に規定す る設計住宅性能評 価書(当該住宅の 構造及び設備のう ち同法第5条第1 項に規定する住宅 性能評価が行われ た部分が第2条第 4項に規定する長 期使用構造等であ るものに限り、建 築基準法施行令(昭 和25年政令第 338号)第82 条の5に規定する 限界耐力計算によ</p>			
--	--	---	--	--	--

」

		<p>って同法第5条第1項に規定する住宅性能評価が行われたものを除く。)の写しが提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</p> <p>ウ 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</p>	<p>1戸につき</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>1戸につき</p> <p>同</p>	<p>16,000円</p> <p>57,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>92,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>47,000円</p> <p>109,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その</p>
--	--	---	--	--

に

		ウ 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	同	額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) 174,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
--	--	--------------------------------------	---	---

」

改め、「この場合における同項の摘要の5及び6の規定の適用については、これらの規定中「110,000円」とあるのは「118,560円」と、「159,000円」とあるのは「171,480円」とする。」を削り、同表その2の27、30及び31の項中「この場合における同項の摘要の5及び6の規定の適用については、これらの規定中「110,000円」とあるのは「118,560円」と、「159,000円」とあるのは「171,480円」とする。」を削る。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、別表その2の26の項の改正規定（「この場合における同項の摘要の5及び6の規定の適用については、これらの規定中「110,000円」とあるのは「118,560円」と、「159,000円」とあるのは「171,480円」とする。」を削る部分を除く。）は、平成27年4月1日から施行する。